

ご登録内容に変更があった場合は、本様式にて（FAX またはメール）変更をお申し込みください。

一般財団法人日本品質保証機構 行

申 込 日 20 XX 年 XX 月 XX 日

登 録 証 番 号 JMI/JQA- QMAXXXXX

登 録 事 業 者 名 株式会社 JQA

申 込 担 当 者 氏名: 品質 太郎

複数のご登録について同様の変更の申込をする場合、登録番号を併記してご提出ください。

所属: マネジメントシステム部門 品質管理課

TEL: 03-4560-5710

FAX: 03-4560-5760

E-mail: hinshitsu-tarou@jqa.jp

● 登録内容の変更が生じた日付: 20 XX 年 XX 月

● 変更審査の実施希望時期: 20 XX 年 XX 月

● 変更後の審査対象人数(合計): XXX 人

● 変更に伴う審査対象人数の増減: 10 人 ☒ 増加 / ☐ 減少 ※増減なしの場合はゼロを記入ください

【変更内容】

※対象となる箇所のみご記入ください。

※英文の登録証がある場合は英文についてもご記入ください。なお、英文は全て大文字で表記されます。

※ご連絡担当者様の情報(会社名、部署名、連絡先、氏名など)にも変更がある場合は別途「担当窓口変更連絡書」を併せてご提出ください。

変更項目 (該当箇所にチェックしてください)	変更内容 (該当箇所にチェックしてください)	変更内容の詳細 (具体的に変更内容を記載してください) (記入しきれない場合は、内容が分かる資料を添付してください)
☐ 主たる拠点の登録情報 登録証に記載された情報の変更 2025 年 12 月末までに審査を受審して発行された登録証をお持ちのお客さま ☐ 登録事業者 登録証(本証・付属書)に記載の「登録事業者」の変更	☐ 名称の変更 (フリガナもご記入ください) ☐ 所在地の変更 (行政都合による所在地変更の場合その旨を右欄に記入ください) ☐ その他	
☒ 主たる拠点の登録活動範囲 登録証に記載の「登録活動範囲」の変更 2025 年 12 月末までに審査を受審して発行された登録証をお持ちのお客さま ☐ 登録活動範囲 登録証(付属書)に記載の「登録活動範囲」の変更	☒ 活動の追加 ☐ 活動の削除 ☐ その他	(変更点) ビデオカメラの設計・開発、製造及び販売を追加する。 (新しい登録活動範囲の表記) テレビジョン受像機、ビデオカメラ、及び電子レンジの設計・開発、製造及び販売
☐ その他拠点について 登録証に記載の「対象となる事業所」の変更 2025 年 12 月末までに審査を受審して発行された登録証をお持ちのお客さま ☐ 関連事業所 登録証(付属書)に記載の「関連事業所」の変更	☐ 名称の変更 ☐ 所在地の変更 (行政都合による所在地変更の場合その旨を右欄に記入ください) ☐ 活動の追加 ☐ 活動の削除 ☐ 拠点(関連事業所)の追加 ☐ 拠点(関連事業所)の削除 ☐ その他	
☐ 登録の統合・分割 ・複数の登録を 1 つの登録にまとめる ・1 つの登録から別の登録に分ける	☐ 登録の統合 (統合する登録番号を右欄に記入ください) ☐ 登録の分割 (分割する組織名称を右欄に記入ください)	
☐ 登録証の表記言語 (和文／英文)の変更	☐ 「和文・英文」へ変更 ☐ 「和文のみ」へ変更 ☐ 「英文のみ」へ変更	※英文の登録証を新たに発行する場合は、英文表記の文面を添付してご提出ください
☐ 顧客契約要求事項 (JIS Q 9100 のみ)	☐ 追加 ☐ 削除	補足資料がある場合は併せてご提出ください。
備考欄 ・上記変更に関する補足事項 ・上記に記載のない変更 など	新しい組織図を別添します。	

登録内容変更申込書(説明)

(1) 登録内容変更申込書について

次のいずれかに該当する場合、本様式「登録内容変更申込書」をご提出ください。

お申し込みに従い、変更審査を実施いたします(変更審査を行う4カ月前までにお申し込みください)。

※IATF 16949につきましては、[専用の登録内容変更申込書](#)を用意していますので、そちらにてご連絡ください。

- ・登録証に記載されている各拠点の情報・登録活動範囲等に変更がある場合
- ・登録対象人数に大幅な変更がある場合
- ・登録証の表記言語(和文/英文)を変更する場合
- ・登録の統合や分割を行う場合
- ・顧客契約要求事項を追加または削除する場合(JIS Q 9100 のみ)

(2) ご記入方法について

- ・申込担当者欄には、本申込書を作成されるご担当者のお名前をご記入ください。
- ・変更箇所の詳細が分かるようにご記入いただくか、その内容が分かる資料を添付ください。
- ・大幅な変更の場合、関連する情報のご提出が必要となる場合があります。別途ご相談ください。
例：拠点情報の変更、ISO 14001 における「影響が生じると思われる環境側面」に関する情報など

(3) 変更審査について

- ・組織名称のみの変更、行政都合による所在地表示の変更等は、当機構の判断により書面による確認に代えることがあります。
- ・変更審査を行う場合も、事前に準備状況を確認し、審査に入ることができるかどうかを判定します。また、登録組織のシステムが大幅に変更された場合など、当機構が必要だと判断した場合、変更審査に先立ち、登録審査に準じたファーストステージ審査を実施させていただく場合があります(詳細につきましては「JQA マネジメントシステム審査登録規則」の最新版をご参照ください)。
- ・変更審査は定期審査、更新審査と併せて実施することができます。
- ・書面による確認、または変更審査により審査判定会で登録内容の変更を決定した場合は登録証を再発行します。
- ・変更審査の審査工数は、対象規格、変更内容により異なりますので、下記までお問い合わせください。
- ・お見積書が必要な場合は下記までお問い合わせください。

(4) 登録変更料について

- ・お客さまの都合による登録変更料は、和文および英文の登録証の場合¥20,000、和文のみ、または英文のみの登録証の場合は¥10,000 となります(料金は全て税別です)。
- ※現発行形態が和文発行のみで、英文を追加発行する場合は¥20,000 となります。

(5) ご連絡担当者または請求書送付先に変更がある場合

- ・[「担当窓口変更連絡書」](#)をご提出ください。

【ご提出方法・ご提出先】 ※貴社サポート担当者(グループ)へご提出ください

□E-mail	[東京] □グロース1グループ(cstm-g1@jqa.jp) □グロース2グループ(cstm-g2@jqa.jp) □グロース3グループ(cstm-g3@jqa.jp) □サクセス1グループ(cstm-s1@jqa.jp) □サクセス2グループ(cstm-s2@jqa.jp) □サクセス3グループ(cstm-s3@jqa.jp) [愛知] □中部1グループ(1g-isochubu@jqa.jp) □中部2グループ(2g-isochubu@jqa.jp) [大阪] □関西1グループ(cstm-isokansai@jqa.jp)
□FAX	□[東京] FAX: 03-4560-5760 (TEL: 03-4560-5710) □[愛知] FAX: 052-533-9279 (TEL: 052-533-9221) □[大阪] FAX: 06-6393-9056 (TEL: 06-6393-9040)

登録内容変更申込書は JQA WEB サイト(<https://www.jqa.jp>)からダウンロードできます

—————(ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください)—————

〒101-8555 東京都千代田区神田須田町 1-25

一般財団法人日本品質保証機構 マネジメントシステム部門 企画センター

TEL:03-4560-5710 FAX:03-4560-5760